

## 第2回水口新春カップ 実施要項 <カテゴリー★>

主催 水口乗馬クラブ

公認 日本馬術連盟

開催日 2024年1月20日（土）～21日（日）

会場 水口乗馬クラブ

競技種目および基準

<1月20日（土）>

競技No	種目	高さ、幅	基準
第1競技	小障害標準<B>	H90,W90	F.E.I 238.2.1
第2競技	小障害標準<A>	H100,W100	F.E.I 238.2.1
第3競技	ジムカーナ競技	横木	F.E.I 238.2.1
第4競技	低障害標準<B>	H60,W60	F.E.I 238.2.1
第5競技	低障害標準<A>	H70,W70	F.E.I 238.2.1
第6競技	小障害標準<C>	H80,W80	F.E.I 238.2.1
第7競技	中障害標準<D>	H110,W110	F.E.I 238.2.1
	中障害Dオープン	H110,W110,	F.E.I 238.2.1
第8競技	中障害標準<C>	H120,W120	F.E.I 238.2.1
	中障害Cオープン	H120,W120	F.E.I 238.2.1
第9競技	中障害B	H130,W130	F.E.I 238.2.1

<1月21日（日）>

競技No	種目	高さ、幅	基準
第10競技	小障害標準<A>	H100,W100	F.E.I 238.2.1
第11競技	中障害標準<D>	H110,W110	F.E.I 238.2.2
	中障害Dオープン	H110,W110,	F.E.I 238.2.1
第12競技	中障害標準<C>	H120,W120	F.E.I 238.2.2
	中障害Cオープン	H120,W120	F.E.I 238.2.1
第13競技	中障害標準<B>	H130,W130	F.E.I 238.2.2
第14競技	ジムカーナ競技	横木	F.E.I 238.2.1
第15競技	クロスバー・ジュニアクロス	クロスバー	F.E.I 238.2.1
第16競技	低障害標準<B>	H70,W70	F.E.I 238.2.1
第17競技	小障害標準<C>	H80,W80	F.E.I 238.2.1
第18競技	小障害標準<B>	H90,W90	F.E.I 238.2.1

- ・ 第15競技クロスバーでは、小学生6年生以下はジュニアクロス競技として別に表彰します。
- ・ 第3競技・第4競技と第14競技・15競技では、援助が必要な場合、指導員が場内に入ることを許可します。

#### 1、参加条件及び参加制限

- ・ 自馬を携行する乗馬家で何らかの傷害保険に加入していることとします。
- ・ クロスバー、低障害競技は、指導員はオープン参加とします。
- ・ 公認競技は一馬1回限りの出場とします。
- ・ ポイント対象、全日本Jr実績競技に参加の選手は、日馬連会員であり、B級、又はA級の騎乗者資格を持っていること。
- ・ 公認種目参加馬は、日馬連登録馬であり、且ついずれかのクラスのグレード宣言を完了していること。

#### 2、審判規程

- ・ 日本馬術連盟競技会規程（最新版）を適用し、一部ローカルルールを用いる。

#### 3、褒賞

- ・ 各競技6位まで入賞とする。
- ・ 各競技6位までにリボンをおくる。
- ・ 各競技の優勝者には副賞と致しまして

近江米がございました。

#### 4、申し込み

- ・ 締め切り 2024年1月8日（月）必着
- ・ 外来厩舎約70頭先着順にて締め切ります。
- ・ 所定の用紙（エントリー用紙・入厩届け等）に記入のこと。
- ・ 申込先 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6382  
水口乗馬クラブ内 馬術大会実行委員会  
TEL：0748-62-9568 FAX：0748-62-1366

#### 5、参加料

①参加馬登録料		一頭	10,000円
②出場料	公認障害競技	一鞍	10,000円
	クロスバー・ジムカーナ	一鞍	5,000円
	その他の競技	一鞍	8,000円
変更料、追加料			2,000円

※人馬いずれか一方の変更のみ認める。但し、他の競技への変更は認めません。

※申し込みと同時に納入のこと。天候等を理由に、やむなく参加出来ない場合は返金いたします。

③参加料振込先 (株) 水ロススポーツセンター滋賀銀行  
水口支店 普通 NO, 0520804

## 6、入厩および退厩

### ① 入厩について

- ・ 1月20日から1月21日とします。（前日入厩はお問い合わせください）
- ・ インフルエンザ予防接種については、初回に所定の期間で基礎、補強を行い、平成11年以降、前回最終接種日から起算して一年以内に補強接種されていることを証明されていること。

### ②退厩について

- ・ 馬房ならびにその周辺を清掃し、馬糞および湿った敷き料を所定の場所に投棄し、その他のゴミは各自で持ち帰ること。  
敷き料の準備はするが、馬糧の斡旋、支給はいたしません。

## 7、服装および馬装

- ・ 日本馬術連盟競技会規程の定めるところによる。乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用することを義務づける。

## 8、打合会 行いません。

## 9、その他

- ①選手、HMの宿舎の斡旋はできません。
- ② 馬の事故に対しては応急処置はするも、その責は負わない。